

みえ森と緑の県民税について

1 みえ森の緑の県民税の取組概要（別添資料・リーフレット）

平成26年4月1日から導入した「みえ森と緑の県民税」は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針とそれに伴う5つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に沿って、県と市町が役割分担した中で効率的に事業を進めています。

<5つの対策の取組内容>

(1) 「土砂や流木を出さない森林づくり」

流木の発生や土砂の流出を抑制する森林整備、治山施設等に異常堆積した土砂・流木の撤去など

(2) 「暮らしに身近な森林づくり」

荒廃した里山や竹林の整備、道路沿い等で倒木などの恐れがある樹木の伐採など

(3) 「森を育む人づくり」

地域住民を対象とした森林環境教育・木育、これら地域活動を担う人材の育成など

(4) 「木の薫る空間づくり」

集会所や保育園、学校等の施設における木造・木質化や木製品の導入など

(5) 「地域の身近な水や緑の環境づくり」

地域住民による森林公園の整備や遊歩道の整備など

(1) 県が実施する事業

県では、実施効果が広範囲にもたらされる対策などを担う役割に基づき、主として「土砂や流木を出さない森林づくり」と「森を育む人づくり」に取り組んでいます。これまでに、流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備、治山施設等に異常堆積した土砂・流木の撤去などを行うとともに、森林環境教育・木育の推進と森づくり活動を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を開設して、指導者の養成や市町・学校・ボランティア団体の活動支援などに取り組みました。

(2) 市町が実施する事業

市町では、地域の実情に応じて創意工夫して施策を進める役割に基づき、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、主として「暮らしに身近な森林づくり」、「森を育む人づくり」、「木の薫る空間づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組んでいます。これまでに、市町交付金事業により、荒廃した森林の整備や里山整備、公共建築物等の木造・木質化など、様々な創意工夫のみられる新たな取組が行われました。

(3) 評価委員会による基金事業の評価結果

平成 26 年度事業から毎年度、評価委員会において、実施した事業ごとに有効性、効率性、公益性の3つの視点から「評価」を行っています。

これまでに実施した事業の総合評価は、全て「B」評価（継続が妥当である）です。

2 みえ森の緑の県民税施行状況の検討（見直し）について（別添資料1参照）

税の見直しについては、条例により、施行後おおむね5年ごとに行っていくことになっています。今年度で税導入から4年目となり、これまでの課題を認識し、市町や団体、県民の皆さんの意見や要望を聴きとり、見直しに向けた検討を進めているところです。

(1) 見直しの論点

これまでの課題や意見を整理し、以下の4つの論点をまとめました。

①平成 26 年 4 月にみえ森と緑の県民税が導入されてから、平成 30 年度末をもって5年が経過するが、その後も制度を継続するのか。

②「2つの基本方針と5つの対策」についてどう考えるのか。

基本方針	対策
災害に強い森林づくり	① 土砂や流木を出さない森林づくり ② 暮らしに身近な森林づくり
県民全体で森林を支える社会づくり	③ 森を育む人づくり ④ 木の薫る空間づくり ⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり

③事業実施の3原則をどう考えるのか。また、県民ニーズの把握や事業の検証結果等から、新たな取組を行う必要はないのか。

【原則1】既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること

【原則2】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること

【原則3】産業振興を目的としたものでないこと

④税額・税率、年度ごとおよび県と市町の配分、5年間の必要経費についてどう考えるのか。また、国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との関係をどのように整理するのか。

(2) 見直しの方向性（評価委員会での審議・検討状況）

平成30年1月15日に開催した「みえ森と緑の県民税評価委員会」において、見直し案（制度素案）を提示し、4つの論点を中心に審議・検討が行われました。

検討結果として、

①税制度の継続については、制度内容を議論しながら、引き続き検討することになりました。

②2つの基本方針と5つの対策については現行どおりとし、対策1の名称については、「土砂や流木の被害を出さない森林づくり」、「土砂や流木の被害を抑える森林づくり」とする案を基にして、引き続き検討することとなりました。

③事業実施の3原則については、素案のとおり

【原則1】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること

【原則2】新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。

なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること

【原則3】直接的な財産形成を目的とする取組でないこと

とする。新たな取組の実施については、引き続き検討することになりました。

④税額・税率、配分と必要経費、国税との関係については、県民税と国税を一体で活用する方針とし、税額・税率、配分と必要経費については、引き続き検討することとなりました。

3 「森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）」との関係について（別添資料2参照）

<導入の背景>

平成29年12月14日に、自由民主党、公明党から平成30年度税制改正大綱が公表され、「自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度（新たな森林管理システム※¹）を創設することとされており、森林関係法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されています。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。」ことが示されました。

※1 新たな森林管理システム

管理が行われていない森林に対する市町村の新たな役割として

- ① 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託する
- ② 自然的条件から再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林について、市町村が間伐等の公的管理を行う

こととした、森林を適正に管理する「新たな森林管理システム」を構築する。

また、新たな森林管理システムを円滑に施行するため、都道府県が市町村の技術支援等を行うとともに、必要に応じ代行を行うことができる措置を講じる。

以上の制度について、森林関連法令の見直し等を行い、平成31年4月から施行する。

<森林環境税（仮称）の概要>

（1）基本的な仕組み

- ① 国内に住所を有する個人に対して課税する国税とする。
- ② 税率は、年額1,000円とする
- ③ 賦課徴収は、市町村において個人住民税と併せて行う。
- ④ 市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配布金特別会計に払い込む。

（2）施行期日

2024年度（平成36年度）から課税する。

<森林環境譲与税（仮称）の概要>

（1）基本的な仕組み

① 森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相等する額とし、市町村又は都道府県に対して譲与する。

② 譲与基準

・森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相等する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。

・森林環境譲与税（仮称）の10分の1に相等する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

③ 用途及び公表

・市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。

・都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

・市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならない。

（2）施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、2019年度（平成31年度）から譲与する。

<国税（森林環境譲与税）と県民税（みえ森と緑の県民税）の関係について>

平成31年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなり、みえ森と緑の県民税と一体で活用する方針として検討しているところ。

4 今後のスケジュール

今後のスケジュールとしては、市町の皆様のご意見を伺いながら、評価委員会において引き続き議論・検討を行い、平成30年4月に中間案を取りまとめます。その後、市長会、町村会においても改めてご説明させていただき、皆様の意見を反映させ、平成30年8月に最終答申をいただく予定です。

＜今後のスケジュール＞

- | | |
|------------|------------------------|
| 平成30年2月中旬 | 市町の意見聴き取り・意向確認 |
| 平成30年4月 | 平成30年度第1回評価委員会（中間案の検討） |
| 平成30年4月下旬 | 市長会、町村会へ説明 |
| 平成30年4月～5月 | パブリックコメントの実施 |
| 平成30年7月 | 平成30年度第2回評価委員会（最終案提示） |
| 平成30年8月 | 平成30年度第3回評価委員会（最終案答申） |

みえ森と緑の県民税（制度素案）

目 次

[1] みえ森と緑の県民税（制度素案）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

みえ森と緑の県民税（制度素案）について

平成 30 年 1 月 15 日
三重県

1. 制度に関する基本的な考え方

(1) みえ森と緑の県民税のしくみ

- ① みえ森と緑の県民税条例で定められている事項（2つの基本方針[「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」、徴税方法）
 - ・徴税方法については、徴税にかかるコストが低廉であり、制度開始時に各市町の税システムの改修を行っていることから、現行制度を踏襲することが適当と考えます。
 - ※税額は、次回評価委員会で提示します。
- ② みえ森と緑の県民税基金条例で定められている事項（県による基金の設置）
 - ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、基金を造成し、積み立てることで既存財源と区分して用途を明確にすることが適当と考えます。
- ③ みえ森と緑の県民税評価委員会条例定められている事項（評価委員会の設置）
 - ・第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度評価検証を行ったうえ、必要に応じて事業の見直しを行い、結果を県民の皆様に対して公表することは、税の用途を明確にする点からも適当と考えます。
- ④ 2つの基本方針とそれに伴う5つの対策

(2) 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなり、みえ森と緑の県民税と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。このことを踏まえ、みえ森と緑の県民税は森林環境譲与税（仮称）を考慮して配分することが適当と考えます。

(3) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

当基本計画は、平成 31 年度に向けて改定作業を行っているところであり、税を活用する事業についても、当基本計画に位置付けることが適当と考えます。

(4) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

- 【原則 1】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
- 【原則 2】新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
- 【原則 3】直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2. 「みえ森と緑の県民税」を活用した事業案

●：継続 ■：拡充 ▼：新規

(1) 基本方針①「災害に強い森林づくり」

① 対策1「(新たな名称) 森林づくり」

事業内容	想定される事業
①土石流の発生を予防し、被害を軽減する森林整備	■災害緩衝林整備事業〔実施箇所を崩壊土砂流出危険地区以外に拡大する〕 ■災害緩衝林整備事業実施箇所周辺の面的な森林整備 ●溪流沿いや河川沿いの倒木等の除去、枯損木の伐倒除去
②森林内の防災施設に堆積した土砂や流木の除去	■土砂・流木緊急除去事業〔実施箇所を崩壊土砂流出危険地区以外に拡大する〕 ▼県の事業で採択されない箇所における実施
③土砂や流木の被害を抑える森林づくりの基盤情報整備	▼森林の現状を的確に把握するための航空レーザー測量の実施 ▼所有者や境界が不明な森林における森林境界明確化
④森林の機能を維持するための獣害対策	▼獣害対策を支援する補助事業 ▼獣害対策（獣害防護柵の設置等）の実施
⑤（新たな名称）森林づくりに資する事業	●災害緩衝林整備事業の効果検証 ●その他、(新たな名称) 森林づくりに資する取組

② 対策2「暮らしに身近な森林づくり」

事業内容	想定される事業
①荒廃した里山や竹林の再生	●荒廃した里山・竹林の整備 ●暮らしに身近な獣害緩衝林の整備 ▼伐採跡地への広葉樹植栽の支援
②集落周辺の森林整備	●公共施設周辺や人家裏、道路沿いの危険木の伐採等
③水源林等の公有林化	●水源林の公有林化 ▼防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化
④水源林の整備	▼広域的な特定水源地域における間伐等 ■特定水源地域における間伐等〔位置づけを明確にして取組を進める〕
⑤木質バイオマスの活用	●木質バイオマスとして活用するための林地残材の搬出〔木の駅プロジェクトなどの事業実態に合わせ「暮らしに身近な森林づくり」に位置づける〕
⑥海岸林の整備	●海岸林における森林病虫害の防除や被害木の伐倒 ●海岸林再生のための植樹
⑦暮らしに身近な森林づくりに資する事業	●放置され、公益的機能が低下した森林の整備 ●上記以外の森林病虫害の防除や被害木の伐倒 ●その他、暮らしに身近な森林づくりに資する取組

(2) 基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」

① 対策3「森を育む人づくり」

事業内容	想定される事業
①森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成	●みえ森づくりサポートセンターの運営 ●地域の森林環境教育・木育指導者及び森林づくり技術者の育成
②学校等における森林環境教育・木育の実施	●みえ森づくりサポートセンターによる市町の取組の支援 ●小中学校等における森林環境教育・木育の実施 ●小中学生等を対象とした森林や木、自然環境に関する講座等の開催

③森林・林業の未来を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ▼「みえ森林・林業アカデミー」の運営〔優れた林業経営能力や現場対応力などを備え、森林・林業全般を担う人材育成に取り組む〕 ▼地域における森林・林業全般を担う人材の育成 ▼高校生を対象とした林業職場体験
④森林環境教育・木育が行える場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▼「みえ森林・林業アカデミー」設置に伴う施設の整備等 ▼既存施設のリニューアルによる、木育が体験できる場の整備 ●学校林の整備 ●森林や木、自然環境に関する図書の購入
⑤県産材を活用した木製備品の小中学校等への配備	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所や児童館、小中学校等への木製遊具や机・イスの配備
⑥森林とふれあう機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●「県民参加の植樹祭」の市町との共同開催 ●住民を対象とした森林や木、自然環境に関する講座等の実施 ▼都市住民と山村地域との交流の実施
⑦森を育む人づくりに資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ●森林や木、自然環境に関する啓発物品の作成や購入 ●木製遊具や玩具の開発 ●森林や木、自然環境に関する啓発物品の作成や購入 ●その他、森を育む人づくりに資する取組

② 対策4「木の薫る空間づくり」

事業内容	想定される事業
①県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化	<ul style="list-style-type: none"> ▼大規模集客施設等の木造・木質化の支援〔集客力の高い施設の木質化等を支援し、木材利用の普及啓発に取り組む〕 ●公共施設等の木造・木質化 ▼木質化されている公共施設等のリニューアル
②公共施設等への木製備品の配備	<ul style="list-style-type: none"> ▼大規模集客施設等の木製備品配備の支援〔集客力の高い施設の木質化等を支援し、木材利用の普及啓発に取り組む〕 ●公共施設等への木製備品の配備 ▼公共施設等に配備されている木製備品のリニューアル
③木材利用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▼災害に強い森林をつくり、将来にわたって引き継いでいくためには、木材を利用して森林を支える社会であることが重要であることの普及啓発〔木材利用の普及啓発に取り組む〕 ●新築の木造住宅を木材利用の啓発に活用することに対する支援〔木材利用の啓発のために木造住宅の建設を支援することを明確化する〕
④木の薫る空間づくりに資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ●その他、木の薫る空間づくりに資する取組

③ 対策5「地域の身近な水や緑の環境づくり」

事業内容	想定される事業
①森林の総合利用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ▼広域的に配置されている遊歩道等のリニューアル ●森林公園や自然に親しむための公園、歩道などの整備
②生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▼自然環境・生物多様性に係る情報収集、調査やデータベースの整備 ▼自然環境・生物多様性保全活動団体等への支援 ▼植物群落の保全や普及啓発
③地域の身近な水や緑の環境づくりに資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民に身近な桜並木など、緑に親しむための散策道やトイレ等の整備 ●住民に身近な公園などへの草花や芝生、樹木の植栽による緑化

3. 県と市町の役割分担等

(1) 年度ごとの事業実施の考え方

みえ森と緑の県民税導入から3年間は、「災害に強い森林づくり」のうち、対策1へ優先的に財源を配分し取組を進めてきた結果、所期の目標を達成することができたことから、今後は県と市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施することが適当と考えます。

(2) 県と市町の役割分担の考え方

県と市町が、税を活用した事業の有効性、効率性、公益性をより一層高めていくために、それぞれの立場に合わせ、下記のとおり役割分担することが適当と考えます。

県	基本方針①のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

(3) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すことが適当と考えます。

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は、国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

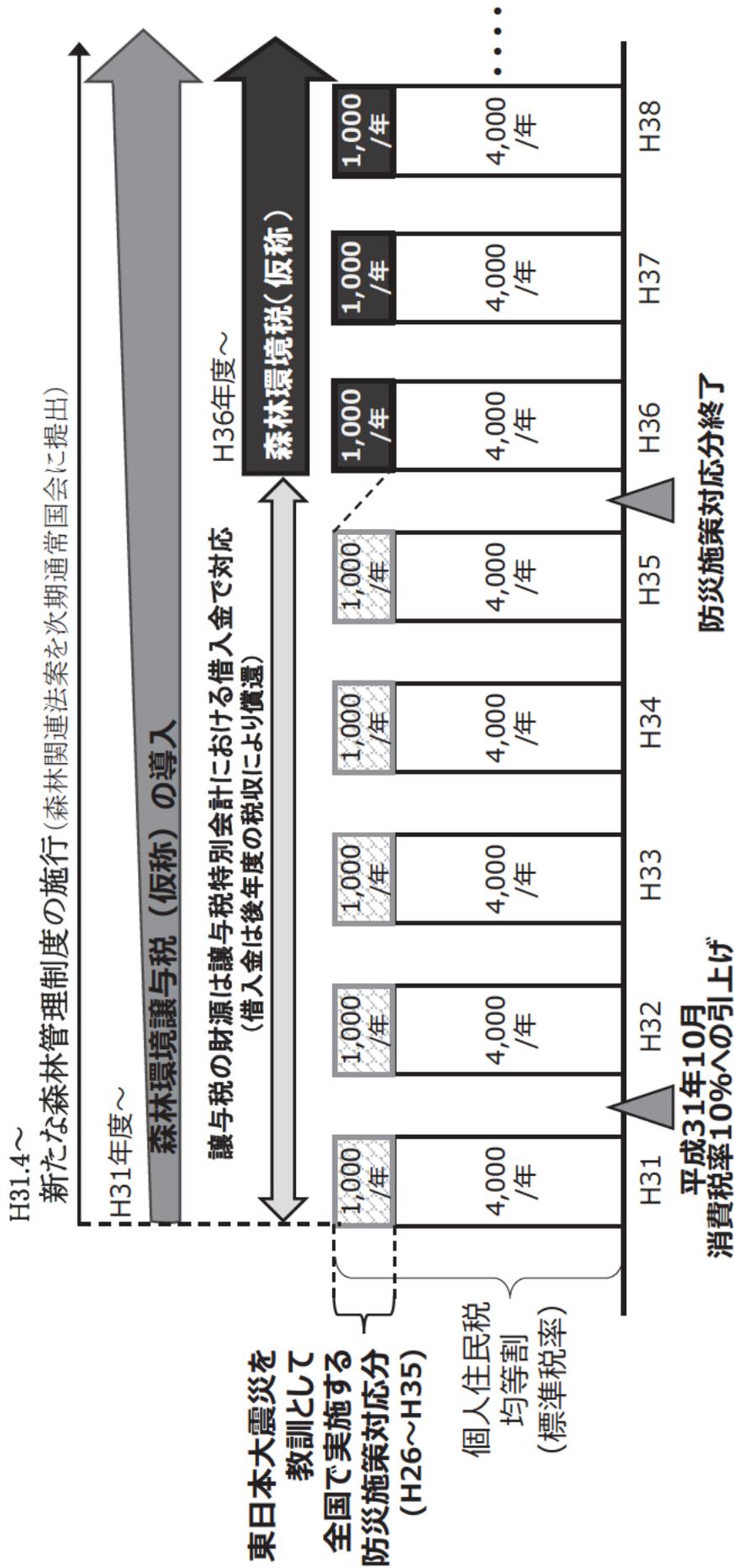
<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があるため、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の徴収を先行して充てるという考えの下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の徴収の一部をもって確実に償還。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

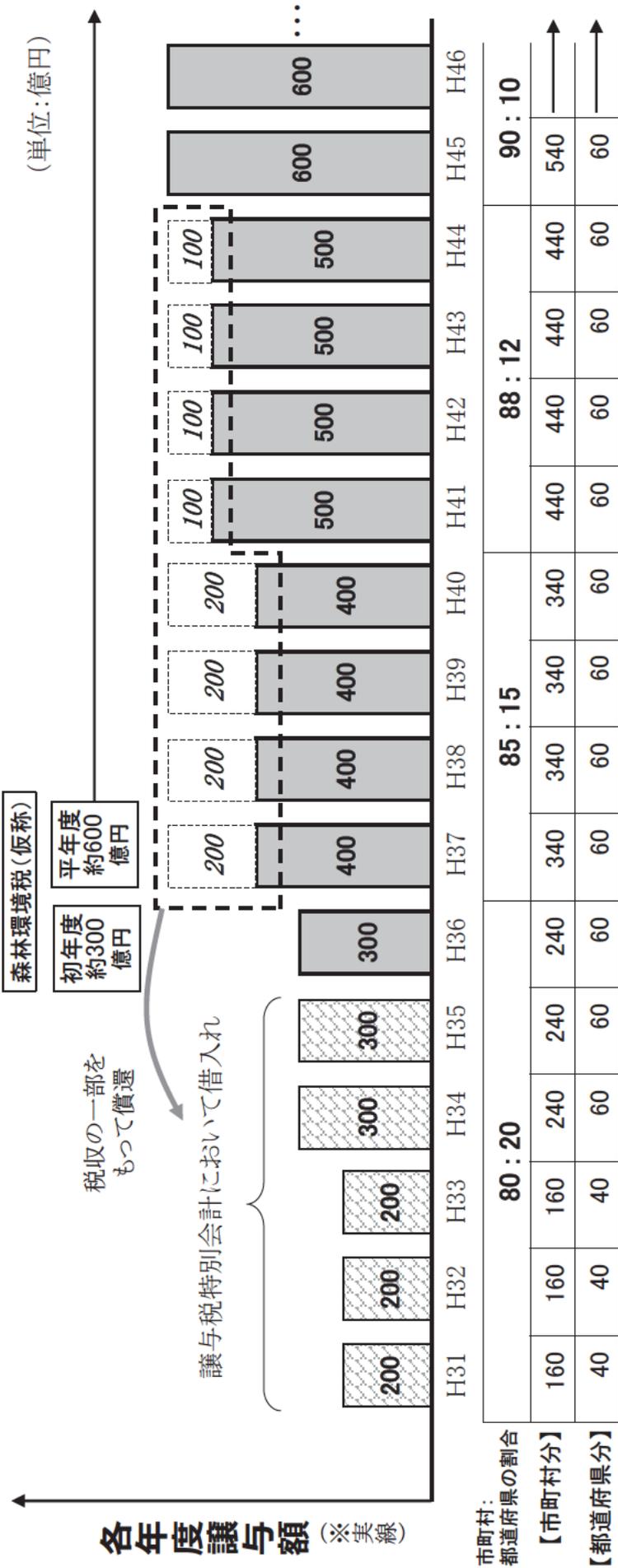
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間に譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるといふ考えの下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



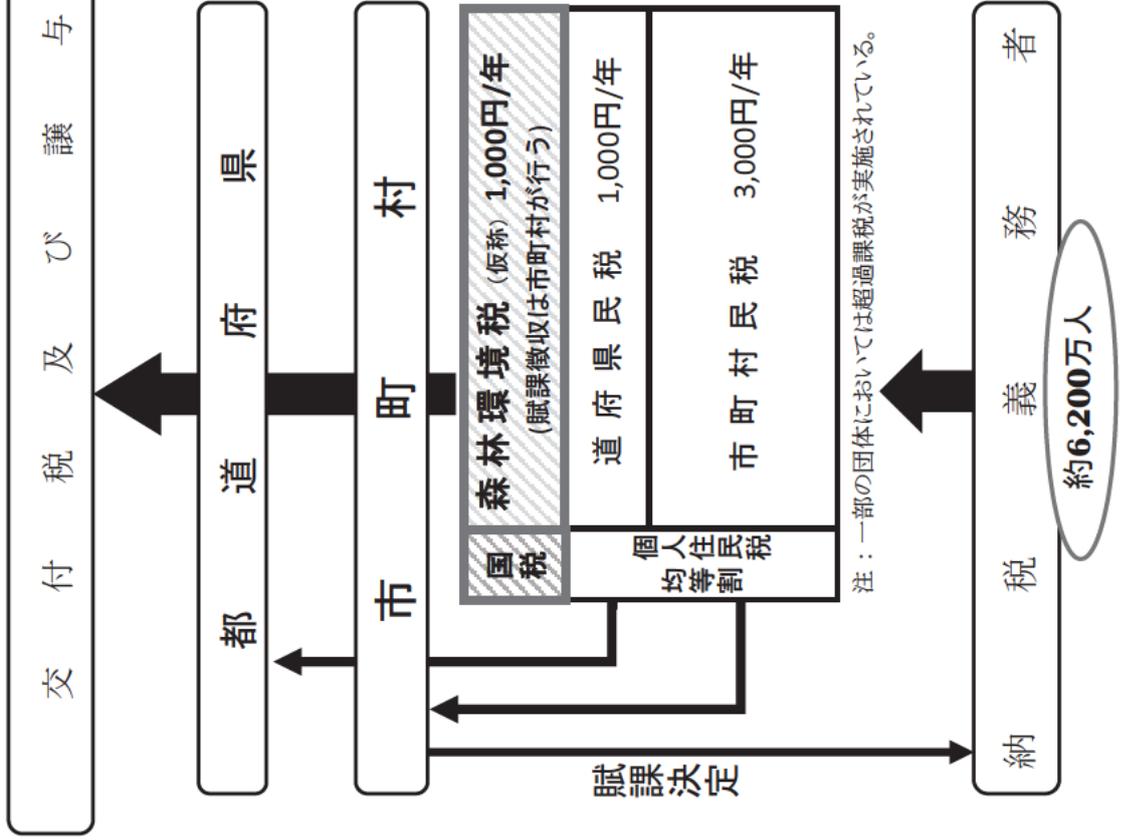
※ 借入額は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。
 ※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 20% : 林業就業者数
 30% : 人口
 市町村分
 都道府県分

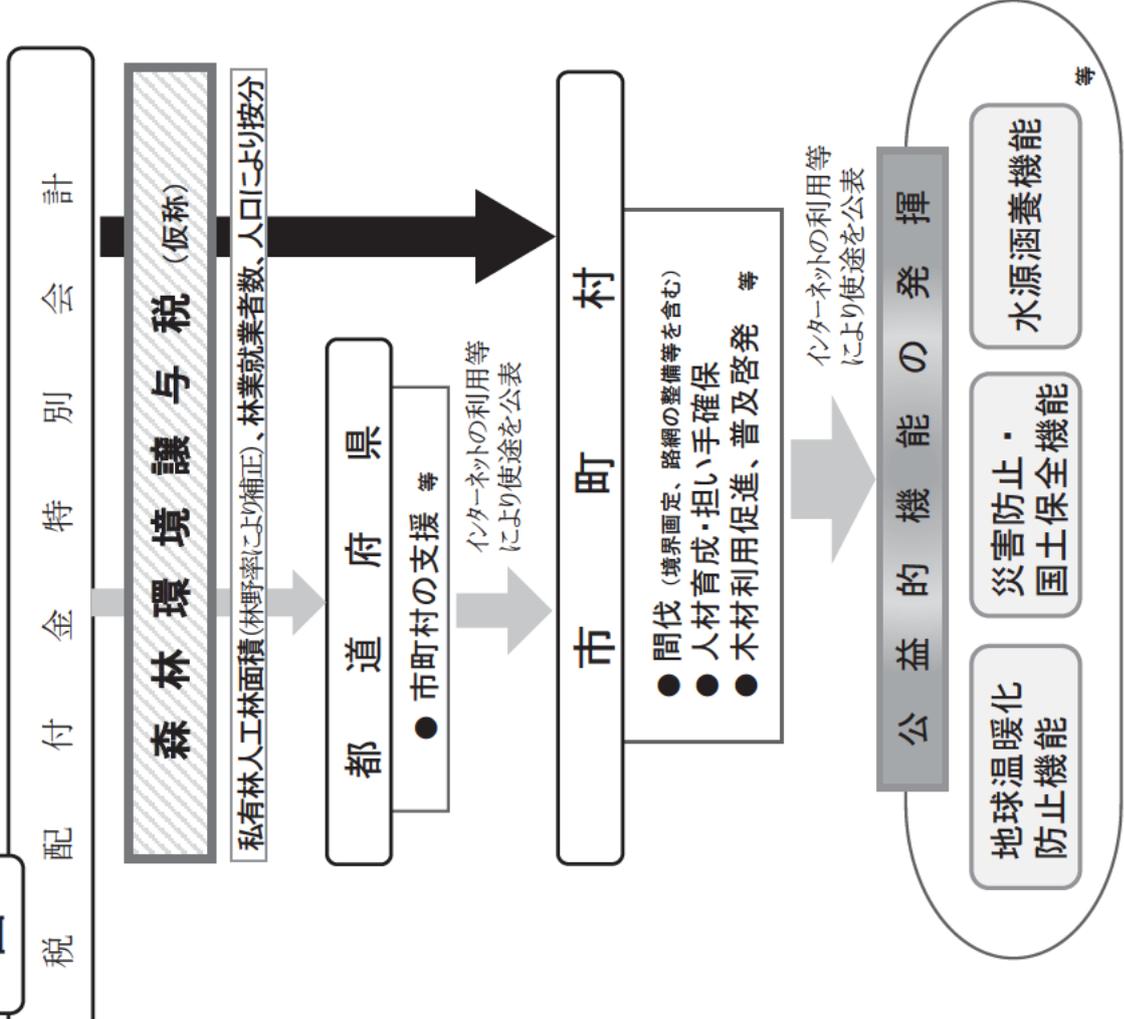
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行



平成31年度から施行



新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- (1) 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- (2) 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- (3) 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- (4) 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。

上記の制度の創設に向け、(1)～(3)の内容を盛り込んだ森林関連法案を次期通常国会に提出することを検討。

